『 高齢者・障がい者虐待の現状と対応 』

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮城福祉オンブズネット「エール」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　副理事長・スーパーバイザー

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小 湊　純 一。（社会福祉士／介護支援専門員）

～高齢者・障がい者虐待とは～

　近年，高齢者・障がい者の虐待について関心が高まっていますが，問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は，高齢者と障がい者の「虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが，すべてを包括するものではありません。高齢者・障がい者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり，故意に苦痛を与えようとした場合と，介護者あるいは虐待者の不十分な知識，燃え尽き，怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。また，障がい者の虐待防止法には使用者による虐待も含まれます。

１　権利侵害の背景

（１）障がい等により自分の権利を自分で守れない。

（２）世話をする側とされる側の上下関係がある。

（３）生活支援の場が密室になる。

（４）認知，知的，精神障がいの理解が不足している場合がある。

（５）権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。

（６）自分で情報を集めて選び判断することが難しい。

（７）人には「相性」がある。

（８）後見のシステムがまだ一般化していない。

２　なぜ高齢者・障がい者虐待？

（１）高齢者・障がい者の身体，認知，知的，精神等の障害

（２）高齢者・障がい者が虐待者へ依存（介護，生活援助など）

（３）虐待者が高齢・障がい者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）

（４）虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）

（５）家族の社会的孤立

３　高齢者・障がい者虐待を把握する

（１）家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている

（２）説明がつかない怪我，骨折，火傷がある。

（３）放置，暴力等の虐待を受けている。

（４）身体抑制を受けている。

（５）財産が搾取されている。

４　高齢者・障がい者虐待とは

（１）身体的虐待

（２）介護放棄（ネグレクト）

（３）心理的虐待

（４）性的虐待

（５）経済的虐待

　※　消費者被害

　※　自己放棄（セルフネグレクト）

５　通報と緊急性の判断

　　緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

　　生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康

状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

　①　本人が保護救済を強く求めている。

　②　生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎

等）→ 医師に判断を依頼することが有効

　③　生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外

放置，溺れさせる等）

　④　確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

**～虐待を見つけたらどうする？～**

（迷わず市町村に通報します。）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（虐待を発見したら，「個人情報保護法が…」とか言ってる場合ではありません。）

３　[刑法](http://www.ron.gr.jp/law/law/keihou.htm)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。）

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**～通報したら市町村はどうしてくれる？～**

（まず，行って見て判断し，急いで対応してくれます。）

第九条　市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。
２　市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

（安全な部屋を確保してくれます。）

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査をしてくれます。）

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（面会を制限してくれます。）

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

～虐待の例～

『Ｂ子さん８７才』

（概要）

　長男の本人に対する暴言が頻回で，精神的ストレスが大きい。また，本人の年金（月７万円）で３人が生活している状況で経済的に困窮している。

　長男は会社員として仕事をしていたが，５０代でリストラによる解雇がきっかけで飲酒の量が増え，酒量のコントロールが出来なくなってきた。長男の妻も仕事をしておらず全く収入がなくなり，長男夫婦の貯金や保険を解約しながら，また本人も生活費の一部を払って生活をしていたが，徐々に金銭的に困窮し家を担保にして長男夫婦は銀行等からお金を借りる。

　それでも長男は飲酒を続け，暴言や暴行行為あり。その為長男の妻や孫２人（長男・次男）がうつ病を発症し治療を受けるようになった。長男の妻は，生活態度を改めようとしない長男に愛想をつかし，Ｈ２０年離婚。本人の年金１月７万弱で生活費を賄う生活が始まる。その後は本人・長男の２人暮らしであったが，県外に住んでいた孫（長男の長男）が帰省し３人暮らしとなる。

　長男は，相変わらず毎日時間に関係なく飲酒し続け，本人に対して昼夜問わず暴言を吐く。過度の飲酒により糖尿病が悪化し，低血糖症状が頻回にあり何度も救急車で病院へ搬送されている。また，「ババアを今から殺すところだ」と長男が直接警察に電話をしたり，酔って道路で寝ているところを保護されたりしている。長男の年金は２ヶ月で３万５千円あるが，全て酒代になっている。

　また，本人は今でも，離婚した長男の妻や孫からお金の請求をされる事がある。本人は精神的なストレスが強く，ここ２年間で虚血性大腸炎や体調不良にて入退院をしている。

どうしますか…？

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（目的）
第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとっ

て高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者

等以外のものをいう。
３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者

等による高齢者虐待をいう。
４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をい

う。
　一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
　　イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
　　ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人に

よるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
　　ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。
　　ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ

と。
　二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢

者から不当に財産上の利益を得ること。
５　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当

する行為をいう。
　一　老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定

する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型

医療施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事

する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について

行う次に掲げる行為
　　イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
　　ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護す

べき職務上の義務を著しく怠ること。
　　ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。
　　ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ

と。
　　ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を

得ること。
　二　老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービ

ス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密

着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）

において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者

　　について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）
第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ

適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

３　[刑法](http://www.ron.gr.jp/law/law/keihou.htm)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条　市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な[警察官職務執行法](http://www.ron.gr.jp/law/law/keisat_s.htm)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

３　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

４　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

５　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

６　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

７　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、通報又は届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

２　前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条　市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（検討）

２　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

　　　第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自

　立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等

　に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待

　の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援

　のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者

　虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定め

　ることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって

　障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 　この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者

　をいう。

２　この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事

　者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

３　この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従

　事者等及び使用者以外のものをいう。

４　この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を

　総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支

　援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十

　一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置す

　る施設（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的

　に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十六項に

　規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十四項に規定する移動

　支援事業、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同

　条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業

　（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

５　この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その

　他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

６　この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をい

　う。

　一　養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

　　イ　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な

　　　理由なく障害者の身体を拘束すること。

　　ロ　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせるこ

　　　と。

　　ハ　障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理

　　　　的外傷を与える言動を行うこと。

　　ニ　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人に

　　　よるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

　二　養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害

　　者から不当に財産上の利益を得ること。

７　この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設

　従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者

　又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次

　のいずれかに該当する行為をいう。

　一　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理

　　由なく障害者の身体を拘束すること。

　二　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

　三　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障

　　害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

　四　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入

　　所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事

　　業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行

　　為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

　五　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得るこ

　　と。

８　この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される

　障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

　一　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理

　　　由なく障害者の身体を拘束すること。

　二　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

　三　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障

　　者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

　四　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される

　　他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為

　　を行うこと。

　五　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得るこ

　　と。

（障害者に対する虐待の禁止）

第三条　何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防

　止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護

　者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の

　強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立

　の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの

　職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上

　を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立

　の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事

　件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第五条　国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深める

　とともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のため

　の施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者虐待の早期発見等）

第六条　国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機

　関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、

　障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体

　並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他

　障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあ

　ることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

３　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活

　動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう

　努めなければならない。

　　　第二章　養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第七条　養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下

　この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市

　町村に通報しなければならない。

２　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による

　通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場

　合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者

　虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該

　通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定によ

　り当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその

　対応について協議を行うものとする。

２　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、

　当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者

　の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生

　じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の

　設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

　法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に

　入所させる等、適切に、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害

　者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものと

　する。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害

　者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみ

　なして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五

　条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

３　市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合

　には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当

　該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に

　関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の

　請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採

　るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険

　が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員

　をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができ

　る。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身

　分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認めら

　れたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとす

　る場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住

　所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２　市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ

　適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は

　身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務

　の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措

　置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条　養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られ

　た場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園

　の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関

　の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護

　者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができ

　る。

（養護者の支援）

第十四条　市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減

　のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図

　るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる

　居室を確保するための措置を講ずるものとする。

　　　第三章　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条　障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉

　施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を

　利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びそ

　の家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐

　待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見し

　た者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け

　出ることができる。

３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定によ

　る通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを

　妨げるものと解釈してはならない。

４　障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇そ

　の他不利益な取扱いを受けない。

第十七条　市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受

　けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施

　設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害

　者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る

　障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条　市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を

　受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た

　事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道

　府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員に

　ついても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条　市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届

　出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道

　府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保す

　ることにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による

　障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障

　害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定によ

　る権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条　都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障

　害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令

　定める事項を公表するものとする。

　　　第四章　使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条　障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障

　害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防

　止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条　使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やか

　に、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

２　使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出る

　ことができる。

３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定によ

　る通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを

　妨げるものと解釈してはならない。

４　労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び

　過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けな

　い。

第二十三条　市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を

　受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者によ

　る障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都

　道府県に通知しなければならない。

第二十四条　都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届

　出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該

　通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障

　害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条　市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の

　規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府

　県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させる

　ものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合にお

　ける当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受

　けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条　都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労

　働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適

　正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用

　者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報

　告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律、

　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律その他関係法律の規定による権限を適切に

　行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条　船員法の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害

　者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは

　「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所

　在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第

　二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条

　中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府

　県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局そ

　の他の関係行政機関の長」と、「労働基準法」とあるのは「船員法」とする。

（公表）

第二十八条　厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害

　者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとす

　る。

　　　第五章　就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条　学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害

　者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待

　に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置そ

　の他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの

　とする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条　保育所等の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関

　する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待

　に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための

　措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ず

　るものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条　医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害

　者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に

　対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に

　対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するた

　め必要な措置を講ずるものとする。

　　　第六章　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条　市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置

　する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を

　果たすようにするものとする。

２　市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

　一　第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第

　　九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定

　　による届出を受理すること。

　二　養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護

　　のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

　三　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこ

　　と。

（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）

第三十三条　市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条

　第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

２　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であ

　った者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしては

　ならない。

３　第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定

　による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二

　条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十

　六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届

　出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合に

　は、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た

　事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（市町村等における専門的に従事する職員の確保）

第三十四条 　市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、

　障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実

　施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、こ

　れらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（市町村における連携協力体制の整備）

第三十五条　市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた

　障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福

　祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間

　団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障

　害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（都道府県障害者権利擁護センター）

第三十六条　都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が

　設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての

　機能を果たすようにするものとする。

２　都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

　一　第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理するこ

　　と。

　二　この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市

　　町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

　三　障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相

　　談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

　四　障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、

　　関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

　五　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供

　　すること。

　六　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこ

　　と。

　七　その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

（都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託）

第三十七条 　都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下

　「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二

　項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができ

　る。

２　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であ

　った者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしては

　ならない。

３　第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届

　出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項

　に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若し

　くは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させる

　ものを漏らしてはならない。

（都道府県等における専門的に従事する職員の確保）

第三十八条　都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、

　障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実

　施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、こ

　れらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（都道府県における連携協力体制の整備）

第三十九条　都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の

　支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間

　団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

　　　第七章　雑則

（周知）

第四十条　市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権

　利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又

　は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及

　び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければ

　ならない。

（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）

第四十一条　国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した

　生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策

　を講ずるものとする。

（調査研究）

第四十二条　国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大

　な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方

　策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害

　者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する

　支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条　市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の

　者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」とい

　う。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当

　する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当

　取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとす

　る。

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、

　適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害

　者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者

　の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図

　るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減

　のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければ

　ならない。

　　　第八章　罰則

第四十五条　第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の

　懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若し

　くは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、

　若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金

　に処する。

*2014.11.06.　文責：小湊 純一。*